

鎌倉中期の東大寺大勸進に関する基礎的考察（上）

小原 嘉記

はじめに

鎌倉時代の東大寺大勸進に関する研究は、永村眞氏による総論的^①な論考を除くと、多くは初代大勸進である重源の考察に偏ってきたといっても過言ではない。その主たる原因は重源以後の東大寺大勸進については史料の制約が極めて大きい点にあるが、近年になって榮西（第二代）^②と行勇（第三代）^③に関わるまとまった量の新史料が発見されたことで、ようやく重源以降の東大寺大勸進に対しても本格的な分析が行われるようになった。とはいえ、それも史料条件に恵まれた榮西・行勇の時期を主対象にしたものに限られており、行勇没後の東大寺大勸進についてはいまだ検討が不十分なままである。むしろ関係史料が断片的にしか残されていない以上、そのような状況になってしまふことには致し方ない側面があるのも確かだが、しかし東大寺大勸進の歴史の変容の過程を究明していくためには、鎌倉中期の大勸進に関する分析を避けて通るわけにはいかない。^⑤関係史料が僅少であることは如何ともし難い点ではあるが、それでもこれまであまり注目されてこなかった史料も幾らか存在している。本稿はそれらも積極的に用い

ながら、いまなお不明確な点の多い行勇以後の東大寺大勸進に関する知見を積み重ねていきたいと思う。

ところで鎌倉中期の東大寺大勸進に関する現段階の大方の理解は、基本的には永村氏の研究に依拠しているといつてよい。永村氏は鎌倉期の東大寺大勸進の属性を分類するなかで、一二四〇～五〇年代には主に榮西・行勇の門弟から選任され、その後は一二八〇年代末までの間は東福寺の円爾を除くと東大寺律院・密院（戒壇院・真言院・新禪院）の住持が任じられていたことを指摘している。このこと自体は現象面に絞った話なので特に異論を差し挟む余地はないのだが、しかしそこで示された東大寺大勸進の歴代については実のところ問題がある。永村氏をはじめ多くの研究が東大寺大勸進に触れる際に必ず参照してきた基本史料として「周防国吏務代々過現名帳」と「花宮山阿弥陀寺開基代々国司職」^⑦の二つがあるが、総じて既往の研究はここに記載された歴代の周防国司をそのまま東大寺大勸進とみなしてきた。だが鎌倉中期に關していうと、そこに列挙されている僧侶の中には明確に東大寺大勸進ではない人物が含まれており、従来のような単純な比定は再検討されなければならない。それに加えて、この二つの史料には不

正確な情報が記された箇所も少なからず散見され、その記述を鵜呑みにせず、史料批判を行うことも肝要となる。つまり当該期の大勧進に關しては基本的な事実関係を確定させるところから始める必要があるのである。本稿が基礎的考察と銘打つ所以である。

なお、本稿では榮西・行勇の門弟が大勧進に任じられた時期（一二四〇～五〇年代）を中心に扱うことにするが、この時期に關しては上述の二つの史料の情報には特に錯誤と思われる点が多くみられる。よって最初にそれを正す作業から行っていくたい。

一 行勇没後の大勧進

1 国司職の拝任年について

まずは鎌倉中期の東大寺大勧進を確認する必要があるが、その前に多くの研究が無批判に依拠してきた「周防国吏務代々過現名帳」（史料A）と「花宮山阿弥陀寺開基代々国司職」（史料B）に記載された情報について検証したい。

史料Aは国司・目代・小目代（円照以後は検非違使も加えられる）が列記された稀有なものである。当該史料には墨筆と朱書がみえているが、朱書は墨書からそれほど時を経ずして記された補遺情報と考えられ、基本的に両者は同筆とみなしてよい。

【史料A】「周防国吏務代々過現名帳」

国司造東大寺 莊嚴坊 法印行勇 于時小僧都 『寛喜二年十一月十五日拝任』	目代 (略)	小目代 (略)	已上十三ヶ年	『後醍醐院御宇』 一乗坊伊予 法眼円琳	『慈泉房阿闍梨』 昌快	『浄定房』 湛尊
				中納言 法印隆禪	『同前』	『式部公』 覚心
『後深草院御宇』 東大寺别当 僧正定真	『和泉法橋』 祐増	『慶覚房』 本蓮		日円房 禅智	美作法橋 有讚	
玄琳房 法眼慶監	法橋 日円房	美作法橋		建仁寺長老 仏心上人円審	式部公	
般若房 法印了心	『同前』	『同前』		戒壇院再興開山 実相上人 円照大和尚 正嘉二 『善法寺菩提林寺』	検非違使	
	(略)	(略)	(略)			

【史料B】「花宮山阿弥陀寺開基代々国司職」

花宮山阿弥陀寺開基 代々国司職

- 後鳥羽院
一 大勧進俊乘聖人重源
文治二年四月十日拜任
建永元年六月五日定免
- 同開初
二 莊嚴坊法印行勇
建仁寺第二代長老
寛喜三十一年十一月十五日拜任
此三年八国務無之大勲
防長大勲
- 三 一乘坊伊予法橋円琳
号柳迎法橋
仁治年中拜任
- 四 中納言法印隆禪
依为一乘坊弟子、
被護国司職
- 五 後深草院
東大寺別当僧正定真
宝治元二
- 六 玄琳房法眼慶鑑
建長元二
- 七 仏心上人円審
建仁寺長老
同三四五六
- 八 般若坊法印了心
同七康元二正和元
正嘉元
- 九 実相上人円照
戒壇院開山篤尾長老
自正和二至文永七
嘉元

史料Bは国司の人名は概ね史料Aと一致しているが、国司の在任期間が史料Aよりも詳しく記されている。よって両者を併用することで周防国司の歴代についてかなり詳細に把握することが可能となるのである。ただし先にも述べたように、そこに記された情報には誤ったものも少なからずみられ、注意が必要である。煩雑にはなるがそれらについて具体的にみておきたい。

行勇に関して史料Aの朱書と史料Bではともに「寛喜二年十一月十

五日拜任」と記されている。しかし周防国を東大寺造営料国とするところが内定したのは寛喜三年（一二三二）正月で、正式に認められたのは同年三月の後堀河天皇綸旨によってである。史料A・Bの記述は明らかに事実と異なっている。また史料Aには行勇の国務期間について「已上十三ヶ年」と書かれているが、仮に史料Aの記載通りに寛喜二年から数えると仁治三年（一二四二）で足かけ十三年となる。ところが行勇は仁治二年七月に死去しているので、彼が国務を十三年間執ることあり得ず、この記述も史実から外れたものといわなければならない。次に円照の部分のみよう。史料Aには「正嘉二」と初任年が記され、史料Bにも「自正和二至文永七」とあり、あたかも正嘉二年（一二五八）に国司になったかのように記されている。しかし『経俊卿記』正嘉元年八月七日条には、「東大寺大勧進了心法印、廿七日入滅」とあり、同年九月三十日条では、「参嵯峨殿、東大寺勧進実想申領状之間、宣下之由申之」とみえ、正嘉元年七月末の了心の死去をうけて、同年九月末までに円照の大勧進宣下があったことが分かる。史料Aの「正嘉二」という年紀は円照の就任年として正確ではないことは明らかである。⁽¹¹⁾

以上のように史料A・Bには年紀などで不正確な情報がみられ、無条件にその記載を信用してよいわけではない。とはいえ、上述した誤記載はどちらかといえば些細な部類に属するもので、歴代の周防国司に関する理解に根本的な変更を迫るほどのものとはいえない難いだろう。それでは国司・目代に関する記載内容には大きな問題がないのかという点、必ずしもそうはいいい切れないところがある。その点については、以下で行う大勧進の確認作業のなかで触れていくことにしよう。

2 円琳・隆禪・定親について

史

では、鎌倉中期の東大寺大勸進を具体的に確認していこう。通説では史料A・Bに依拠して行勇没後は円琳・隆禪・定親の順で大勸進職が相承されていたと理解されている。しかしそうした認識は正しくない。以前に拙稿⁽¹²⁾で指摘したことの繰り返しになるところもあるが、通説的理解の誤認を解くためにもここで再論しておきたい。

造東大寺長官を務めていた藤原経光の日記『民経記』には寛元四年(一二四六)四月・五月の部分に次のような記述がみられる。

(a) (四月七日条) 東大寺勸進職円琳・隆禪相互不和間、被下遣庁官、被検封庫蔵、去夜被下院宣、

(b) (四月十五日条) 東大寺勸進円琳并門弟運教造寺用途事、猶可尋定濟僧都由、被下院宣、大府卿奉書、

(c) (五月二十一日条) 東大寺勸進職未定間、両国可被仰付定親法務之由、院宣到来、大蔵卿奉書、

(a)によると寛元四年四月に東大寺大勸進円琳と隆禪の不和による何らかの問題が生じたことが知られ、(c)より五月には大勸進職の解任という事態に至ったことが分かる。(a)では「東大寺勸進職」の語が円琳・隆禪の両者に係っていると解釈することもできないが、一般論として大勸進職が二名体制であったとは考えづらいし、(b)の記述からも大勸進は円琳一人であったのが素直な見方であると思う。隆禪が周防の国務に関与していたとするならば、それは大勸進としてではなく円琳の代官のごとき立場であったとみなすべきだろう。⁽¹³⁾ いずれにしても円琳から隆禪へと大勸進職が継承されたという事実が存在しないことは確かである。隆禪を東大寺大勸進に含めるのは誤りで

あることを確認しておきたい。

さらに(c)によると、円琳解任後の大勸進職はしばらく未補任のままであり、新大勸進が決まるまでの間は東大寺別当の定親が周防・肥前両国の国務を執るように定められたことが分かる。つまり定親は大勸進が空席になるという異例な状況の中で臨時に造営料国を知行することになったのであって、彼が大勸進職に就いたわけではないのである。定親を東大寺大勸進の歴代に数えてきた従来の研究の理解は改められなければならない。⁽¹⁴⁾

定親の国務はあくまで臨時的な措置としてとられたものであったが、新しい大勸進がなかなか選任されなかったこともあり、結果的に彼の国務はしばらく継続することになったようである。なぜそうなったのかというと、一つは榮西門弟の対立の沈静化を待つ必要があったためだろう。当時の東大寺大勸進には建仁寺の榮西門流を充てることが慣例となっており、彼等の不和が続いた状態のままでは新たな人選に着手できなかったのだと思われる。それとあわせてもう一つの理由として考えられるのは、(c)の約半月後に建仁寺が火災で焼失したことで⁽¹⁵⁾ある。偶発的な出来事ではあるが、これにより他寺の造営事業に積極的に関わっていくほどの余裕が建仁寺側に無くなり、人選に滞りが生じる事態になってしまったのではなからうか。二年以上の大勸進の空白期においてようやく建仁寺僧から同職への任命があったのが建長元年(一二四九)頃となる。

3 慶鑿・円審について

史料A・Bでは定親の後は玄琳房慶鑿が国司として記されており、

それを根拠に通説では彼を東大寺大勧進に数えてきた。しかし慶鑑に
関しては先行研究にもある種の混乱がみられるうえ、彼を大勧進とみ
なすことについては不審とすべき点がある。よってまずは通説の錯誤
をみていくことにしたい。

問題の一つは、彼と建仁寺の関係である。慶鑑は行勇が大勧進で
あった時期に周防国の目代を務めており（史料A省略部に記載あり）、
行勇の門下にあったことは確かだが、さらに従来の研究の中には彼を
建仁寺第六世の厳琳と同一人物とみなしているものもある¹⁶。行勇以降
の東大寺大勧進職は基本的に建仁寺住持が相承していたことからす
ると、この点の当否は重要な論点となる。しかしながら慶鑑を厳琳とみ
ることの論拠は、慶鑑の房号「玄琳」と厳琳が同一字音だというもの
に過ぎず、根拠としては極めて薄弱である。厳琳が蓮実房という房号
を有していることからしても、玄琳房慶鑑と同一人であるという見方
は説得力のあるものとはいえないだろう。しかも慶鑑は宝治三年（一
二四九）正月には高野山金剛三昧院で活動していたことが知られるの
で、¹⁷彼を建仁寺系の禅僧とみなすのも適当とはいえない。つまり慶鑑
は厳琳とは全くの別人で、かつ建仁寺系の禅僧でもないのである。¹⁸
そうなると二つ目の問題として浮上してくるのは、慶鑑の東大寺大
勧進職就任の実否である。建仁寺僧ではない慶鑑が東大寺大勧進に任
じられることが本当にあり得たのだろうか。この点を史料に即して検
証しなければならぬ。史料Bによると慶鑑は建長元・二年に大勧進
であったとされているが、ちょうどこの時期に大勧進の造営料国支配
に關わる次の官宣旨¹⁹が出されている。

左大弁官下 周防国

応依造東大寺、一切禁断國中殺生、兼又任重源上人・榮西僧
正・行勇法印三代例、令執行釐務事

右、得彼国守藤原朝臣親頼今日日解状備、謹検案内、以当国令造
寺之時、代代々間、嚴制稠量、而近年愚昧之輩、不恐嚴密之²⁰ 綸
旨、不憚武家之下知、伺隙觸犯云々、論之政途、科責已重、慥守
先 宣旨、不論庄公、一切可令禁止、自今以後若有違犯之輩者、
不可遁罪科之由、可被 宣下、兼任重源大和尚・榮西僧正・行勇
法印三代之例、可國務之由、同被下 宣旨者、禽獸馴仁、土木勛
功者、權中納言藤原朝臣公持宣、奉 勅、依請者、国宜承知、依
宣行之、

建長元年十二月廿九日

これは周防国の殺生禁断と重源・榮西・行勇の先例に準拠して國務
を執ることを認可したもので、同日付で肥前国の殺生禁断を命じた官
宣旨も出されている²⁰。いずれも国守による上申をうけての下達という
形になっているが、それは律令官司制の建前を形式的に守株する官宣
旨という文書様式の特質からくるものであって、彼らはいわゆる名國
司に過ぎない。殺生禁断等を実際に朝廷に申し入れた主体は文面には
出て来ない大勧進であったと考えられ、内容的にいつてその申請は大
勧進の任初にもなうものであったとみて間違いない。史料Bを信頼
すればこの官宣旨は慶鑑が申し下したという理解になる。しかし次の
關東下知状²¹はこの点について注意すべき内容が記されている。

東大寺勧進聖人円審申周防・肥前両国殺生禁断事

右、守建長元年十二月廿九日 宣旨、可令遵行之状、如件將軍家
仰、下知如件、

建長五年七月六日

これは大勸進⁽²²⁾円審が宣旨の施行を鎌倉幕府に求めて下された下知状であるが、その宣旨とは周防国・肥前国に対してそれぞれ下された殺生禁断の官宣旨のことで、前掲の官宣旨がまさにその一通である。ここで問題になるのは、円審が自分に対して発給されたものではない官宣旨をもって幕府に施行を求めようなことが現実であり得たのかという点である。というのも、当時は大勸進が任初ごとに造営料国の殺生禁断を朝廷に申請することが慣例化しており、敢えて前任者の申し下した官宣旨を利用するような必要性は全く存在しないからである。むしろ円審がまだ朝廷から認められていない案件について、さも認可が下りている風を装って別人の申し下した官宣旨の施行を求めたいとするならば、それこそ幕府を欺くようなりスクの高い行為になるのではなからうか。いずれにしても、別人に対して出された文書をもって幕府に申し入れるということは一般論からすると極めて異常な行動であり、そのような想定を行うことにはどうしても疑問が残ってしまうのである。

それでは以上の問題はどのように理解するのがよいだろうか。この件でネックになっているのは結局のところ史料Bの記載である。よっていったんその点を脇に置いて単純に考えてみると、建長元年に官宣旨を申し下した人物と同五年にその施行を幕府に申請した人物はいずれも円審であったとするのが、やはり穏当な解釈となるのではなからうか。そして実はそうした理解を傍証する次のような史料が存在するのである。

東大寺衆徒等重解 申請 天裁事

請殊蒙 天裁、任先度 奏状、改円審大勸進職子細状

右、衆徒等為朝為国存公平、改不法円審勸進職、可被補能治之仁由、書奏状進上先了、(中略) 如今行儀者、無德無勤、無悲無愧也、鈎名於勸進職、已三ヶ年之間、無指所立之造寺材料運送稀、于寺不忠者即是等也、(中略) 望請 天裁、速改不当円審勸進職、為寺之能治昌慶・西幸之間、欲被撰補之、不堪鬱陶之処、衆徒等重録状、上奏如件、

建長三年二月十八日

東大寺衆徒等上⁽²³⁾

これは東大寺衆徒等が建長三年二月に大勸進円審の改替を求めた重申請であるが、史料Bのごとく建長三年を円審の任初めとしたのでは解決の出されるタイミングとしてはあまりに早すぎて不可解である。それよりも文中に「已三ヶ年之間」と明確に記されていることに注意しなければならぬ。この解決から遡ること足かけ三年前は建長元年であり、これは先述した殺生禁断の官宣旨が出された年に当たる。となると、建長元年が円審の初任年であったということは動かし難いだろう。幕府に官宣旨の施行を求めるのが建長五年まで遅れたのは、彼の就任後しばらくしてから大勸進と東大寺衆徒との間で抗争が発生して勸進所の活動が機能不全に陥っていたことによるものと考えられる。さて、以上の検討で史料Bにおける慶監・円審の記載はそのままの形では信用できないことが明確になったと思う。ただ、ここで論証したのは円審が建長元年に東大寺大勸進に就任したと考えられる点であって、慶監が大勸進に就いていなかったことを積極的に示せたわけではない。何となれば、史料Bは年紀の情報が不正確なだけであって、慶監が建長元年以前に国司の任にあったという可能性もまだ残って

いるからである。よって、次に彼を大勧進とみなすには不審な点があることについて確認していきたい。

4 慶鑒に関する疑問点

慶鑒の東大寺大勧進職就任に疑問を抱く理由に関しては、以下に述べる三つの点を挙げるができる。

まず一つ目の理由は在任期間の問題である。定親が臨時に周防国の国務を代行するのは既述した通り寛元四年五月からであり、九月段階でも新大勧進の選定は一向になされず、定親による造営料国の知行はしばらく続いたと思われる。一方、慶鑒は先述したように宝治三年正月には高野山金剛三昧院で活動していた。もし仮に彼が大勧進に就いていたとするならば、その期間はおおよそ宝治元年から同二年までの間に限られてしまい、長く見積もってもせいぜい二年弱ほどの期間にしかならない。これは東大寺大勧進の在任期間としては極端に短いのである。大勧進任後にほどなくして東大寺と鋭く対立した円審ですら在任期間が六年に及んでいるのだから、このような短期間での交替は通常では考えにくい事態である。裏を返すとこの点にこそ慶鑒を大勧進とみることに對する疑点の一つがあるといえるのである。

加えていうと、宝治三年頃の慶鑒は金剛三昧院において所領や仏事用途の管理などの院務を担っていたと考えられる²⁵。おそらくは同院の古參の住僧としてこれ以前より重要な職務を任される立場にあったのだろう。そうなると彼が高野山を長く離れて活動するということは現実的には難しかったはずである。しかし当時の東大寺大勧進は南都か京都で任務に当たるのが通例であった。その点からしても慶鑒の大勧

進就任には難点があるように思う。

慶鑒に関して疑点を抱く二つ目の理由は、史料Aの目代・又目代の記載法に不審な点が見られることである。慶鑒の目代・又目代にはそれぞれ「日円房禪智」・「美作法橋有讚」と書き込まれており、同様に円審の欄にも「法橋日円房」・「美作法橋」とあり、禪智・有讚の兩人は国司が交替しても引き続き留任していたように記されている。ここで問題なのは、史料Aにおいてこの部分の目代等の記載方式だけが原則から外れたものになっているという点である。たとえば目代・又目代等が連任となる場合、通常は次のマスには墨書を入れずに空白の状態にしていた。そうすることで別人への改補がないことを間接的に示していたのだと思われる。ただ、後に朱書によって情報の追補を行う際には空白のマスに改めて『同前』と書き加えて留任であることをより明確にする形での処置がなされた。要するに同じ人物が連続して次のマスに墨筆で書き込まれることは原則としてあり得ないのである。ところが慶鑒・円審の部分に限っては例外的に同一人物の連任が墨筆によって表記される形になっている。これは非常に些細なことのようにもみえるが、史料Aではこの箇所のみ不規則が生じていることに注意する必要がある。

さらに次のような事実も指摘することができる。史料Aの目代・又目代の人名に付された房号等の注記をみると、枠線を用いた記載の始まる行勇のところから円爾（円照の後任の大勧進）の部分までは原則として朱書によって書き込みが行われているが、慶鑒と円審の箇所のみは朱書ではなく墨筆による注記になっており、ここでも変則的な状況が確認されるのである。どうやら史料Aにおけるイレギュラーな記

史 憲 載は慶鑒・円審のところにて特徴的なものらしい。

なぜそのようなことが生じるのか詳しい事情は残念ながら不明とせざるを得ない。ただ当該箇所の情報源が史料Aの他の部分とは異なるものであったらということぐらひは推測できると思う。しかもその情報の質は良好なものではなかったようである。たとえば慶鑒・円審の目代・又目代は連任する形で記されていることは先述したが、そもそも建仁寺僧とは考え難い慶鑒と建仁寺長老円審の目代・又目代が同一になるということは常識的にいってあり得ず、情報に錯誤があるのは明らかである。こうした点を踏まえて敢えて史料Aに関して憶測をめぐらすならば、この文書を作成する際に依拠した資料には定親と了心に挟まれた時期の国司補任情報に欠落や混乱などがあり、仕方なく不確かな別の情報源をもとに記述がなされたというような事情が想定できるのではなからうか。

いずれにしても史料Aの中で原則から外れた記載になっている部分は信憑性に疑念があることは確かだといえる。特に慶鑒の国司就任は他の史料からは全く窺えないことであり、問題を孕む史料A・Bのみを根拠にして彼を大勸進とみなすことは難しいといわざるを得ない。以上が慶鑒に対して疑問を抱く理由の二つ目の説明である。

続いて三つ目の理由としては、「東大寺大勸進文書集」所収の文書の構成を挙げることができる。以前に同文書集の書誌的な検討を行ったとき、所収文書の構成を表にして示した⁽²⁶⁾。いまその概要を摘記すると次のようになる。

栄西(六通) 行勇(六〇通) 円琳(四通) 隆禪(なし) 定親(なし)
慶鑒(二通) 円審(三通) 了心(二通) 円照(二通)

ここから前稿では建仁寺と関係のない隆禪・定親の史料は同文書集に収められていないことを特徴として指摘した。ただし、この検討を行った当時は通説に則って史料A・Bに載る国司を無条件に大勸進とみたり、慶鑒を建仁寺第六世の厳琳に比定したりしており、それらの点については訂正が必要となる。既に述べたようにそもそも隆禪・定親が大勸進であった事実はなく、同文書集に彼等の史料が存在しないのはむしろ当然なのである。また慶鑒の二通は建長元年に周防・肥前両国に下された殺生禁断の官宣旨であり、これが円審によって申し下されたものであることは前節で論証した通りである。つまり「東大寺大勸進文書集」には隆禪・定親・慶鑒の文書が無いのである。となると同文書集は、例外的な書式になっている円照の文書二通を除けば、基本的に建仁寺住持が大勸進職に就いていた時の文書のみから構成されているということになる。そのような文書構成の特徴を踏まえると、そこに関連史料が残っていない慶鑒は当然ながら建仁寺僧ではなく、大勸進職に任じられる立場でもなかったと結論付けられると思う。

以上、三点にわたって慶鑒の東大寺大勸進就任について疑念を述べてきた。一次史料において慶鑒の大勸進としての徴証が確認できない現状も踏まえるならば、史料A・Bのみを根拠にして彼を歴代大勸進の中に含めて考えてきた通説は改められるべきだろう。⁽²⁷⁾

5 小括

本章では鎌倉中期の東大寺大勸進についての通説を再検討してきたが、細かな考証に終始した部分が多くなったので、ここで改めて見聞をまとめておきたい。

・史料A・Bは厳密にいうと東大寺大勧進職の一覧とはいえない。
 ・隆禪を東大寺大勧進とみなすことはできない。
 ・別当定親は大勧進が未補任であった時に別当の立場で造営料国を知行していたに過ぎない。

・慶鑿と建仁寺第六世の嚴琳は別人で、慶鑿は高野山金剛三昧院僧であった。

・史料A・Bの慶鑿・円審の部分の情報は信憑性が低く、特に慶鑿の大勧進就任は史実としては認定できない。

・円審の大勧進就任年は建長三年ではなく建長元年である。

これらの点を加味して十三世紀中葉の東大寺大勧進職の歴代を示すと、

行勇——円琳……（未補任）……円審——了心——円照

となる。重源以後の東大寺大勧進職は約半世紀にわたって栄西および建仁寺の栄西門流によって占められていたことが、従来の理解に比してより明確になったと思う。ただ、そうであるからこそ了心の死去で栄西門流による大勧進職の相承が終わって、その後任に東大寺関係者である戒壇院長老の円照が選任されたことは、鎌倉期における東大寺大勧進の性格の大きな転換点であったと考えられる。⁽²⁸⁾ それではこの時期の東大寺大勧進をめぐる状況はどのようなものであったのだろうか。当時の造営事業の実態をみていくことを通じて、その変化の歴史的な意味を探ってみよう。

二 鎌倉中期の造営事業と大勧進

1 講堂の再建

鎌倉中期の東大寺造営事業における中心的な作事は講堂の再建で

あった。寛喜三年（一二三二）に周防国が再び東大寺造営料国に寄せられたことをきっかけに、大勧進行勇のもとで講堂の造営が開始されることになったのである。⁽²⁹⁾ その概略を年表にして示すと次ようになる。

貞永元年（一二三二） 行勇が周防国に下向して杣入して材木の調達に着手

天福元年（一二三三） 御家人を大動員して材木の運送が始まる

嘉禎二年（一二三六） 四月に講堂事始、十一月に柱立、翌三年に上棟

延応二年（一二四〇） 周防国上得地保との相博で肥前国を獲得

講堂の建造作業が本格的に始まったのは材木調達等の目処がついた後の嘉禎二年からで、延応二年には「東大寺大講堂瓦用塗料」の名目で肥前国を手に入れたことが知られるので、この頃には講堂の瓦葺作業に移ることができる程までに建設が進んでいたと捉えられる。つまり、一二三〇年代後半の五年程の間に建築作業が急ピッチで進められ、一二四〇年代に入ると瓦葺や内外装の整備および造仏等の方に取り組みべき作業の主軸が移っていたと考えられるのである。

それではこのまま順調に講堂の再建が進んだのかというと、実はそうではなかった。仁治二年（一二四一）七月十五日に行勇が死去したことを転機に、講堂の再建状況に停滞がみられるようになるのである。行勇の後を引き継いだのは円琳であるが、彼が栄西門弟内の対立によって任中に大勧進職を解かれたことからすると、再建事業の不調はそうした大勧進側において混乱が表面化したことと関係するものであっただろう。この間の停滞状況を示唆する史料として『東大寺統要

建長二年八月十四日、有満寺大集会、令評定大講堂御仏寸法、但兼有二丈五尺支度云々、而先日於大湯屋此御仏五丈之由間置之旨有其沙汰、彼此難決之間、相尋勸進所之処、先年大勸進円琳之時、訪旧記令治定二丈五尺、加持御衣木、今度即可用彼御衣木之由被仰下畢、仍為其用意云々、

これによると講堂本尊の造像に当たって、建長二年（一二五〇）八月十四日に仏像の大きさに関する満寺集会が行われ、最終的に二丈五尺の寸法とすることに決したという。この評議で決め手となったのは、大勸進円琳の時に「旧記」に則って二丈五尺の仏像に決定したという経緯が存在したことであった。しかも円琳の差配によって既に御衣木加持も行われていたことから、今回の造仏ではその料木を用いることになったらしい。

このように講堂本尊の造像は円琳により着手されて御衣木加持までは終えていたが、どうもそれ以後は作業が中断したとおぼしく、再び造像に取り進むことになったのが大勸進円審の時の建長二年であった。つまり、大勸進職が空位であった数年は講堂の再建事業は実質的に放置されていたといえるのである。しかも円審の大勸進就任によって停滞状況に打開の兆しがみられたのも束の間であり、建長三年前後には東大寺衆徒と円審との間で激しい対立が生じたため、再建事業はまたもや宙に浮いた状態になってしまった。⁽³¹⁾ そのあたりの様子は次の『東大寺統要録』造仏篇の記述から窺うことができる。

建長八年春三月、可被加持脇士御衣木之由、依有其沙汰、別当僧正定親兼日令下向之処、而彼御衣木加持事、寺門當時不静謐之由、

大勸進了心経 奏聞之間、公家不能御沙汰之、而以了心之私計竊進上乘院宮僧正長于時、令加持之云々、

建長八年に円審の後任である了心の差配で脇侍の御衣木加持が行われたことが分かるが、この頃になってようやく脇侍の制作に取りかかったということは、それだけ中尊の造像に手間取っていたことを示しているだろう。結局、大勸進円審の時に再開された講堂三尊仏の造立には少なくとも六年の歳月を要しており、造像の期間としては異常に長いといわざるを得ない。途中に衆徒による大勸進改替要求などの混乱があったことも大きく影響しているようだが、それでも造営事業の低調ぶり是否定し難いと思う。

このように講堂再建は最終段階の作業において著しい停滞がみられたのだが、ただ造営事業自体は建長年間に一応の区切りがついたようである。たとえば後代の史料になるが、康永四年（一二四五）三月日東大寺大勸進照玄申状には、⁽³²⁾「於講堂者、去建長年中有勅許被成武家施行、廻勸進於十方之間、粗模昔梁棟畢」とあり、建長年間に公武政権の後援のもとで勸進を行って講堂の復興がなされたことが述べられている。また貞和三年（一三四七）三月日大勸進代静祐申状において⁽³³⁾も、「大講堂造営之時、將軍家之御奉加沙金五百兩、御評定衆已下錢貨之結縁、具載于寺家建長之記録矣」とみえ、將軍や幕府要人から多額の奉加があったことが「建長之記録」に記されていたという。建長年間に講堂の再建事業が完遂したことは確かといえる。

ただし、既に述べたように講堂の建造自体は建長以前に大方の作業は終わっていたと考えられるので、建長年間の諸国勸進や幕府からの奉加によって初めて講堂復興の財源が確保されて造営が始まったと理

解するのは正しくない。では、先述した南北朝期の史料の語るところはどのように解釈し直すべきだろうか。建長年間には本尊仏の造像が再開されるなど講堂再建事業の最終段階にあったことを念頭におくならば、この時期に特に必要となっていたのは落慶供養のための財源ではなかったろうか。たとえば建久六年（一一九五）の大仏殿の供養会の時には源頼朝が米一万石に加えて奴馬七一三疋・黄金千両・美絹千疋を助成していたことが知られる。⁽³⁴⁾ 講堂の落慶供養に際しても大仏殿供養の時の幕府の関与のあり方が先例として踏襲されて、將軍・評定衆等からの奉加がなされたのだと考えられる。「建長之記録」とは供養会の別記の類とみるのが妥当だと思う。供養会はおそらく協侍の造像が行われる前後の頃に大勸進了心によって準備が進められ、建長末年までに遂行されたのだらう。

ともかくも、寛喜三年に行勇によって始められた講堂の再建は二十年以上も経過した建長年間になってようやく終了を迎えたのである。そしてあなたかも講堂の完成によってその使命を全うしたかのように建仁寺僧が大勸進職に就くことは以後みられなくなった。現象面からいうならば、講堂の造畢が東大寺大勸進の性格を転換させる契機になっていた可能性がある。

2 講堂造畢の前後

前節では講堂の再建事業が最終段階で長らく足踏み状態になっていたことを述べたが、しかしそれは伽藍の造営が全く中断していたことを意味するわけではなかった。実は大勸進が未補任であった時期に別当定親によって新たな作事が行われていたようなのである。彼が新規

に取り組んだのは三面僧房の再建であった。講堂の作事の方は大勸進のなすべき責務ということでおそらくは据え置かれていたのだらう。僧房の再建軒丸瓦には「建長元年東大寺三面僧坊」という銘が刻まれている⁽³⁵⁾ おり、建長初年には瓦葺ができるほどまでに建造が進んでいたことが分かるが、円審が大勸進に就任するのは建長元年なので、三面僧房の造営を推進したのが別当定親とみて間違いないだろう。定親は東大寺における三論宗の教学振興や院家復興に注力した人物として知られているが、⁽³⁶⁾ 教学の担い手である学侶の修学の間となる僧房を復興することは、そうした彼の寺内政策と合致するものといえる。

そして、この定親の方向性を受け継いだのが了心の後任として大勸進に就いた円照であった。大勸進円照の作事については、「実相聖人十一年間修造之分注之」として彼の造営実績を書き上げた注文⁽³⁷⁾ が存在する。⁽³⁸⁾ これまで殆ど知られてこなかった史料なので該当部分を引用しておきたい（便宜的にa～nの記号を付した）。

- a 一、二月堂 五間四面瓦葺
- b 一、法花堂礼堂 面五間瓦葺
- c 一、三面僧房小子坊東北西都合三面七十六間
- d 一、三面僧房之大坊内作
- e 一、三間四面瓦葺戒壇四天王堂并四天王像造立之
- f 一、鐘樓并鐘鑄之
- g 一、四足二宇
- h 一、食堂戒壇院之食堂
- i 一、庫裏
- j 一、戒壇受戒壇銅塔鑄之

k一、大仏南面柱取替之

l一、大講堂軒廊・大仏廻廊・三面僧坊等作合榑

合九支、長五丈、広二尺五寸、厚一尺三寸

m一、南大門前橋 南水門橋 西水門橋 今小路前橋 戒壇前橋

東塔前橋 中御門橋 八幡宮御前橋 大仏中門前橋

n一、八幡廻廊皮檜朽損之間葺之

凡十一年間修造之分、大概如此、此用途員数及于数万貫歟、

ここに掲げられた実績のうち、後半のk～nは伽藍のメンテナンスや小規模な修造の類であるし、a・bの瓦葺も堂舎の規模からすると大がかりな作事とまではいえないので、彼の任中における主たる造営事業はc～jにあったと評価できると思う。このうちe～jは円照が長老を務めた戒壇院の造営・整備に関わるものであるのに対し、c・dは三面僧房で修学する学侶の生活環境を整えるための作事であり、七堂伽藍の復興の一環といえる。三面僧房に付属した七十六間に及ぶ小子房の造作は、定親の路線を直接に受け継いだものとして理解することが可能だろう。また円照は勧学のために正元年中（一二五九～六〇）に周防国与田保を三面僧房供料所に寄せて住侶の資縁とした。⁽³⁹⁾これも定親の方向性を具現化した行為とみなし得る。⁽⁴⁰⁾

以上の流れから窺えるのは、東大寺の造営事業の基調が鎌倉中期になって大規模堂塔の再建から僧侶の止住・修学環境の整備を優先する方へ変化したということである。それはハード面の復旧からソフト面（人法）⁽⁴¹⁾の拡充へと復興の軸足が移ったというように言い換えることもできるだろう。実際のところ鎌倉中期の段階で未着手の大型堂塔としては西塔・食堂があったが、それらの再建が企図される時期はかな

り下るうえ、結局両方とも再建されずに終わったのである。⁽⁴²⁾東大寺造営事業の方向性に变化が現れているのは明らかだろう。おそらく別当定親は柴西門流の大勧進による講堂再建の成就を見届けてから、次の大勧進には自らの寺内政策と親和的な人物が新たに登用されるように朝廷に働きかけていたのではなからうか。講堂の造畢を一つの契機にして東大寺大勧進の性格が大きく変わる背景には、このような事情を想定することができると思う。

ところで講堂造畢に関しては、実はもう一つ重大な論点が存在する。それは講堂・三面僧房の完成によって造営料国である周防国において所領問題が発生する可能性が高まっていたという点である。周防国は寛喜三年に講堂等の造営のために再び東大寺に寄せられたが、行勇は早速に国内の新立荘園や別相伝領化した郷保を顛倒して造営料物の確保に務めた。その際に彼が朝廷から申し下したのが次の後堀河天皇諭旨⁽⁴³⁾である。

被 綸旨稱、東大寺勸進所申周防国新立庄保事、富海・大前新庄・大野本郡・吉敷本郡・上得地・東荷已上六箇所、東大寺造営之間、所被返付国衙也、深無式之御願、有依請之 勅許、七重宝塔・三面僧房・大講堂已下所々、相励土木之忠勤、宜終早速之殊功者、綸旨如此、悉之、以状

貞永元年七月三日

中宮大進在判

この貞永元年の綸旨によって六箇所の新立荘保が国衙に付けられることになったが、それは「東大寺造営之間」という時限的な措置であった。また同日付の北白河院庁下文でも末武領について、「但造畢之後者、如元可為御領⁽⁴⁴⁾」といわれており、これに関わる六波羅施行状

にも「東大寺修造之間、行勇僧都可令知行、造畢後者、如元可為北白河院御領」⁽⁴⁵⁾とみえている。あくまでも国衙への付属は造営期間に限ったもので、造畢後は本主に返還される決まりになっていたことが分かる。前掲の論旨によると主な造営対象として講堂・三面僧房・西塔（七重宝塔）が挙がっているが、⁽⁴⁶⁾「宜終早速之殊功」とあるように朝廷からは周防国の材木と正税年貢を用いて早期に造営を終えることが期待されていた。おそらく新立荘保の領主等もせいぜい数年間程の我慢で所領は戻ってくるという含意のもと国衙による顛倒という措置を容認したのだろう。前述の六波羅施行状に「行勇僧都可令知行」とあるのも、行勇の任中に造営事業は成就して末武領も早期に女院に返却されるという認識であったことを示すものといえると思う。まさか講堂の造営が行勇の時に終わらず、その後も長々と継続されることになるうとは想定もしていなかったはずである。

しかし結果的に講堂の完成には二十五年以上の歳月を要することになった。これほど長期にわたり造営事業が続いてしまうと、顛倒された荘保に関しても領主の世代交代が進むなどして本主権の所在が曖昧になってしまうことも生じ得たと思われる。⁽⁴⁷⁾そのようなことを危惧して本主側がどこかのタイミングで所領の返還を求めような動きを起したとしても決して不思議ではなかっただろう。そう考えた時、三面僧房と講堂の造畢は寛喜三年以来の大規模造営事業の一つの区切りとして東大寺内外から認識されたであろうことは想像に難くない。すなわち講堂の造畢が本主の訴訟を惹起する蓋然性は決して皆無とはいえないのである。

実際のところ当該期に所領相論が起こっていた様子は断片的ながら

も史料から読み取ることが可能である。こうした点は従来の研究でも全く留意されてこなかったことであるので、章を改めて具体的に検討することにした。

（次号に続く）

註

- (1) 「東大寺大勧進職の機能と性格」（『中世東大寺の組織と経営』塙書房、一九八九年）。
- (2) 吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勧進文書集」の研究」（『南都佛教』九一号、二〇〇八年）。この共同研究のうち、筆者担当分の第一章二節「東大寺大勧進文書集」の復元的検討、第二章「鎌倉前期の東大寺再建と周防国」をそれぞれ拙稿A・Bとする。なお「東大寺大勧進文書集」の文書番号は、この共同研究の第三章「東大寺大勧進文書集」の翻刻と解説」による。
- (3) 畠山聡「重源と栄西による再建事業と周防国の経営」・「行勇による再建事業と周防国の経営」（『中世東大寺の国衙経営と寺院社会』勉誠出版、二〇一七年）。小原嘉記「東大寺大勧進円照の歴史的位置」（『史林』第九三巻五号、二〇一〇年。以下拙稿Cとする）。なお、真福寺宝生院所蔵『因明三十三過記』紙背の栄西関係文書について解説した稲葉伸道『『栄西自筆文書』解題』（『中世禅籍叢刊』第一巻 栄西集 臨川書店、二〇一三年）、東大寺図書館所蔵千載家文書を紹介した横内裕人「新出千載家文書にみる造東大寺大勧進と鎌倉幕府」（『日本中世の仏教と東アジア』塙書房、二〇〇八年）も新出史料を交えて新たな史実を論じた重要な成果である。
- (4) 葉貫磨哉「平安仏教と黄竜派の発展」（『中世禅林成立史の研究』吉川弘文館、一九九三年）は栄西門流の東大寺大勧進を考察しているが、ただその関心は法系という点にあり、造営事業などの内実については十分に議論されていない。
- (5) 拙稿Cでは東大寺大勧進の性格が変化する画期の一つが円照の時期であることを指摘したが、この論点はいまだ十分に深められては

- いない。
- (6) 「周防国吏務代々過現名帳」(東大寺文書一〇四部八五号)。比較的新しく刊行された史料集では、「山口県史 史料編 中世1」(山口県、一九九六年)に収録されているが、朱書と墨書の区別なく翻刻されている点に注意が必要である。山脇智佳「周防国吏務代々過現名帳」の成立(『史艸』五二号、二〇一一年)はそうした点に留意して、原本に忠実な全文翻刻を掲載している。
- (7) 「花宮山阿弥陀寺開基代々国司職」(阿弥陀寺文書、『山口県史 史料編 中世1』)。
- (8) 造営料国に対する東大寺大勧進の立場は正確にいうと知行国主に相当するが、本稿では「周防国吏務代々過現名帳」等にみえる「国司」の表現を便宜的に用いた。
- (9) 山脇智佳「周防国吏務代々過現名帳」の成立(前掲)。
- (10) (寛喜三年)正月十一日関白九条道家御教書(『東大寺大勧進文書集』五五号)、寛喜三年三月二十八日後堀河天皇綸旨(『口宣綸旨院宣御教書案』)。
- (11) ただし史料Bの就任年に関する記載方法は、たとえば正嘉元年の途中に国司の交替があった場合、正嘉元年は前任者の執務年の方にカウントされるのが原則で、新任者の方は機械的に正嘉二年からという表記になった。その点からいうと、史料Bは実は史実と矛盾した記載ではないのだが、しかし既往の研究の中にはこの点を適切に理解せずに円照の初任年を史料の表記通りに正嘉二年としているものが見受けられる。
- (12) 拙稿C。
- (13) 隆禪は寛元元年に幕府から金剛三昧院の執務を停止され(寛元元年八月二十二日藤原定員奉書、金剛三昧院文書、『鎌倉遺文』六二二七号)、高野山を離れた。おそらく離山後に円琳のもとで活動することになったのだろう。なお拙稿Cでは隆禪による東大寺造営料国の知行について金剛三昧院との関係を指摘したが、上述の点からするとそうした理解は考え直す必要がある。
- (14) 念のため付言しておく、史料A・Bに定親が記載されていることが誤りだと述べているわけではない。両史料に列挙されている国司を大勧進と同等視してきた先行研究の理解が不適当なのである。
- (15) 「岡屋関白記」寛元四年六月八日条、『民経記』同日条。なお『経俊卿記』正元元年四月十七日条・五月十九日条の除日聞書によると「建仁寺功」という尻付のある成功任官が多くみられるので、同寺の再建はこの頃までにある程度は達成されていたものと思われる。
- (16) 永村眞「東大寺大勧進職の機能と性格」(前掲)。東大寺大勧進を扱った論考ではないが、原田正俊「高野山金剛三昧院と鎌倉幕府」(中尾堯編『中世の寺院体制と社会』吉川弘文館、二〇〇三年)も永村氏の理解をそのまま踏襲している。
- (17) (宝治三年)正月二十七日安達景盛書状案(金剛三昧院文書、『鎌倉遺文』七〇四一号)。なお「金剛三昧院住持次第」(金剛三昧院文書校倉文書第十七、『高野山文書 第五卷』三七九号)では、金剛三昧院第十一代長老慶賢の注記に「玄琳房法眼弟子」とみえる。彼が同院の僧侶であったことは疑いなかろう。
- (18) この点で通説に依拠した拙稿A・Cの理解は訂正する必要がある。
- (19) 「東大寺大勧進文書集」四三三号。
- (20) 「東大寺大勧進文書集」四七号。
- (21) 建長五年七月六日関東下知状(『東大寺大勧進文書集』二二二号)。
- (22) 円審について先行研究では混乱がある。たとえば永村眞「東大寺大勧進職の機能と性格」(前掲)では円審を了心と同一人物とみなしている。しかしそれが誤りであることは、吉川聡・遠藤基郎・小原嘉記「東大寺大勧進文書集」の研究(前掲)の第三章の該当部分の解説(遠藤氏執筆分)参照。とはいえ、円審の素性は実のところはつきりしない。史料A・Bには「建仁寺長老」「仏心上人」とあるが、建仁寺住持歴代の中にそれらしき人物は見当たらない。ただし、『扶桑五山記』では建仁寺第九世大歇了心に「扁円審禪師」とみえ、彼が建仁寺関係者である可能性は十分に考えられる。なお葉貫磨哉「平安仏教と黄竜派の発展」(前掲)では、円審の可能性として円琳・済翁証救(建仁寺第八世)を指摘する。円琳の可能性は無いと思うが、済翁証救については了心との関係や史料A・Bの

- 「建仁寺長老」という記述とは適合的である。しかしそのように断定するほどの確証は得られない。
- (23) 建長三年二月十八日東大寺衆徒等重申状案（実弘筆・円覚經心鏡要文）紙背文書・「春華秋月抄廿五」紙背文書、『鎌倉遺文』補一四八二号。
- (24) 『東大寺統要録』宝蔵篇からは、寛元四年九月二十八日の勅封蔵開扉に臨んだ別当代定済に周防雑掌の「肥前判官職仲」が扈從していたことが確認できる。
- (25) 前掲注17文書。
- (26) 拙稿A。
- (27) ちなみに、『東大寺統要録』には行勇から円照の間の時期に大勧進として所見する人物は、円琳・円審・了心の三名であり、隆禪・慶監は全く登場せず、定親も大勧進ではなく別当として現れる。こうした状況も本文で述べたことと符合するものとして捉えられるだろう。
- (28) 東大寺大勧進の歴史の中で円照が一つの画期になることについては、以前に拙稿Cで論じた。ただし、そこでは限られた視点からの考察に止まっており、改めて本稿において建仁寺僧から円照への変化的内実を検討することにした。
- (29) 行勇による講堂再建事業の過程については拙稿Bを参照。
- (30) 延応二年四月十八日関東御教書（『東大寺大勧進文書集』四八号）。なお、前年に東大寺が朝廷に対して新たな造営料国を求める奏状を提出していた。その草案である（延応元年八月二日）東大寺重申状土代（『東大寺未成卷文書五―七〇紙背、『鎌倉遺文』五四六二号）には「大講堂造仏・葺瓦用塗料」とみえ、造仏に取りかかる段階にまで作業工程が進んでいたことも分かる。
- (31) 『東大寺統要録』宝蔵篇によると、建長六年六月に雷火で破損した勅封蔵の扉等の修理が大勧進円審に命じられており、この頃には円審と衆徒等の確執も沈静化して修造活動は通常の体制に戻っていたと思われる。
- (32) 雨森善四郎氏所蔵文書（『大日本史料 第六編之八』貞和元年三月是月条）。
- (33) 東大寺未成卷文書五―二三（『大日本史料 第六編之十』貞和三年八月是月条）。
- (34) 『東大寺造立供養記』（『群書類従』第二十四輯、釈家部）。
- (35) 山崎信二『中世瓦の研究』（雄山閣出版、二〇〇〇年）参照。
- (36) 三輪眞嗣『鎌倉中期東大寺の学侶集団と「惣寺」』（『年報中世史研究』四三号、二〇一八年）、拙稿C参照。
- (37) 正応元年十二月廿一日東大寺大勧進七ヶ年造営注進状案（東大寺龍松院文書）の奥に参考資料として書き継がれた大勧進円照十一ヶ年修造注文。この史料の全文は、西尾知己・遠藤基郎（『史料紹介』筒井寛秀氏所蔵文書）（『科学研究費補助金基盤研究（A）報告書』『未刊古文書釈文作成のための協調作業環境の構築』（研究代表者・近藤成一）放送大学、二〇一七年）に翻刻されている。また本史料の性格については、拙稿「鎌倉後期の東大寺大勧進をめぐる騒乱事件」（『栄原永遠男他編『東大寺の新研究2 歴史のなかの東大寺』法蔵館、二〇一七年）参照。
- (38) 大勧進円照の作事の実績については、これまでは「東大寺円照上人行状」によってその概要を把握することができていたが、その記述はかなり簡略なものであった。それに対して前掲37文書からは極めて詳細かつ正確な内容を知ることができる。
- (39) （年未詳）七月十八日本僧房年預快玄書状案（東京大学法学部資料室所蔵東大寺文書、『鎌倉遺文』一八八六九号）、（正応六年六月）美濃国大井荘下司鶴菊丸申状案（東大寺未成卷文書一―三十四）、『鎌倉遺文』一八―三十七号）。
- (40) 建長六年には東大寺学侶である聖徹が私領の大和国窪荘を三面僧房に寄進しており、本僧房衆による仏事興行が図られている。また、正嘉元年には円照の舎兄である聖守によって制作された四聖御影が三面僧房北室に安置され、本僧房衆による四聖講が開始された。このように本僧房衆の宗教活動が整備されていく様子や、そこに聖守・円照の関与があったことが窺い知れる。四聖講の創始については、久野修義「中世寺院の僧侶集団」（『日本中世の寺院と社会』塙

書房、一九九九年）、聖守・円照兄弟と別当定親の関係については、拙稿C参照。

(41) 人法については、久野修義「仏法と人法」(『史林』第九〇巻五号、二〇〇七年)。

(42) 太田博太郎『南都七大寺の歴史と年表』(岩波書店、一九七九年)参照。

(43) 「口宣論旨院宣御教書案」。なお同書には、貞永元年四月四日付の後堀河天皇論旨も収められている。四月段階で顛倒対象として挙げられていたのは、太前新莊・大野本郡・上得地村・東荷保の四箇所であった。

(44) 貞永元年七月二十八日関東下知状(「東大寺大勸進文書集」六三三号)。

(45) 貞永元年九月二十四日六波羅施行状(「東大寺大勸進文書集」六四号)。

(46) 肥前国との相博で上得地保を九条家領として荘号化した際に出された延応二年四月二十三日九条道家御教書(「東大寺大勸進文書集」七号)には、「東大寺大講堂・三面僧坊・食堂等宮作之間」とみえ、食堂も造宮対象であったことが確かめられる。

(47) たとえば北白河院は嘉禎四年(一二三三)に没しており、末武領は女院庁に返還されないまま、本主が曖昧になってしまったのではなかろうか。実際、(北白河院↓式乾門院↓室町院)の順で北白河院領は相承されたが、(年月日未詳)室町院所領目録(八代恒治氏所蔵文書、『鎌倉遺文』一一三〇七号)において「北白河院領」と注記された所領のうち末武領をみることはできない。少なくとも北白河院の死去後に王家領としての属性が失われてしまったことは間違いないだろう。北白河院については、曾我部愛「後高倉王家の政治的位置」(『ヒストリア』二一七号、二〇〇九年)参照。

〔付記〕 本稿はJSPS科研費JP18K00942の助成を受けたものです。